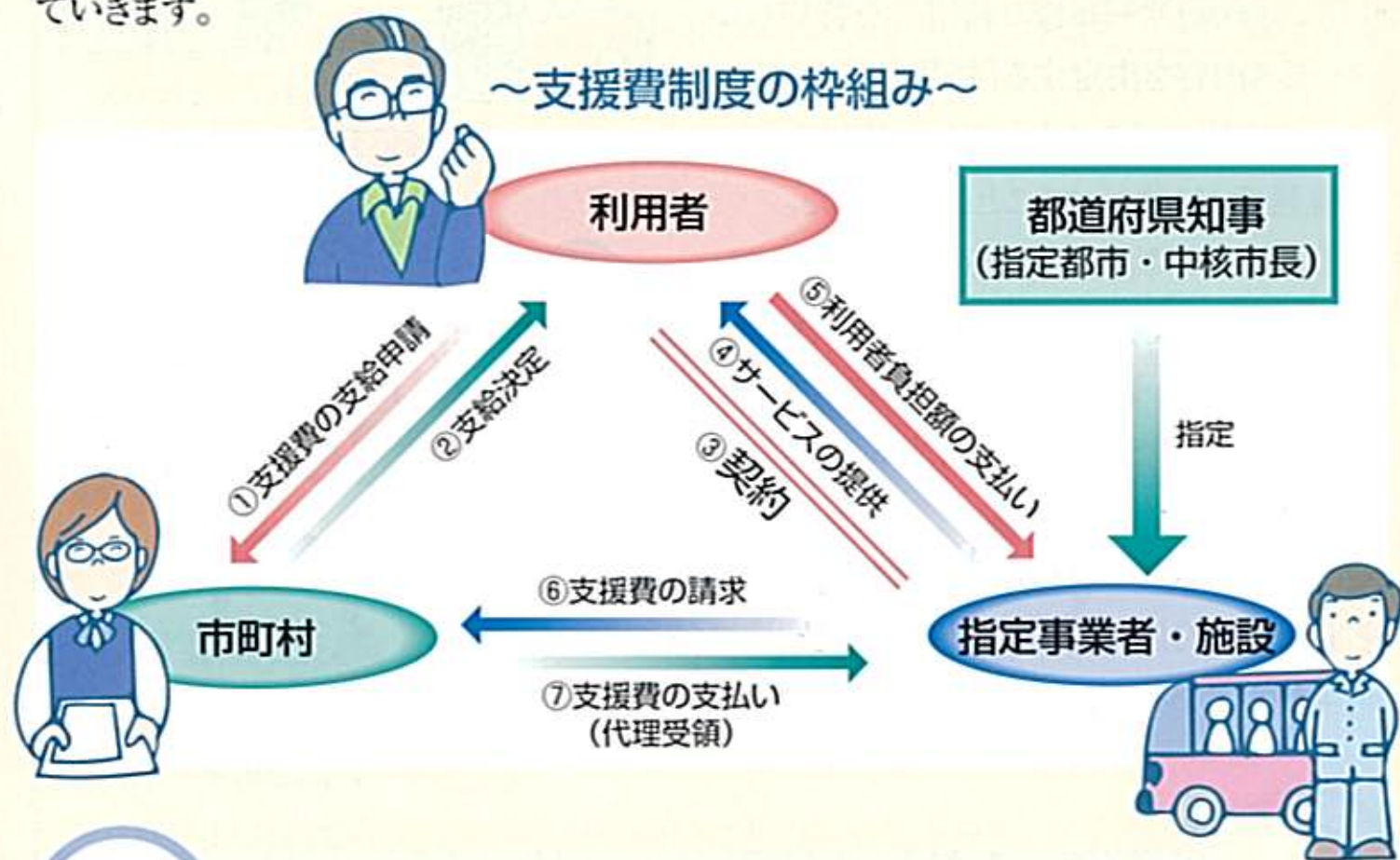


● 支援費制度の枠組み

支援費制度では、利用者とサービス提供事業者(指定事業者・施設)、市町村、都道府県、国が協力してこの制度を支えています。

支援費制度におけるサービスの利用や支援費の請求、支払い等の基本的な枠組みは次のとおりです。

～支援費制度の枠組み～



Q

現在施設に入所している障害者についてはどうすればよいのでしょうか？

A

継続して入所するためには、支援費の支給決定を受けることが必要です。ただし平成15年4月において障害者が入所している施設については、知事の指定があったものとみなされ、当該障害者(措置制度による入所者)についても、1年間は支給決定を受けた者とみなされます。



●関係機関の役割

利用者が安心してこの制度を利用し、将来にわたって安定して運営されていくために、サービス提供事業者（指定事業

者・施設）、市町村、都道府県、国はそれぞれ次のような役割を担っています。

～関係機関の役割～

関係機関	役割
サービス提供事業者・施設	利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することに努めます。
市町村	地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費の支給、利用者負担額の決定等を行います。
都道府県	市町村において制度が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うとともに事業者・施設の指定および指導・監督を行います。
国	制度全体の枠組みに関する諸法令の整備や、基準の設定を行う等、円滑な制度運営を支援するとともに、財政的にも都道府県・市町村をバックアップしていきます。

Q

支援費制度に移行することにより、重度の障害者などが施設を利用できなくなることはありませんか？

A

施設・事業者の指定基準において、正当な理由がない限り利用の申し込みを拒否できないことや、市町村のあっせんまたは調整等に協力することの規定を設けています。したがって、重度の障害者などがサービスを利用できなくなるということはありません。